

障害者活躍推進計画

機関名	紀の川市 紀の川市議会 紀の川市選挙管理委員会 紀の川市監査委員 紀の川市公平委員会 紀の川市教育委員会 紀の川市農業委員会
任命権者	紀の川市長 紀の川市議会議長 紀の川市選挙管理委員会委員長 紀の川市代表監査委員 紀の川市公平委員会委員長 紀の川市教育委員会 紀の川市農業委員会会長
期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
紀の川市及び 紀の川市教育 委員会の障害 者雇用に関す る課題	令和6年6月1日時点の紀の川市の障害者任免状況通報書による実雇用率が2.2%、紀の川市教育委員会においては、同実雇用率が1.87%で、それぞれ法定雇用率を下回っている。 今後は令和7年4月から除外率が10ポイントの引き下げ、令和8年7月から法定雇用率が0.2ポイント引き上げられ、地方公共団体、教育委員会ともに3.0%になるため、積極的な障害者の雇用が必要である。
目標	
①採用に關す る目標	【実雇用率】（令和11年6月1日時点） 紀の川市 3.0%、紀の川市教育委員会 3.0% (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率 紀の川市 2.2% (採用が必要な障害者数2人) 紀の川市教育委員会 1.87% (採用が必要な障害者数0人) (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に關す る目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理する。
③ワーク・エ ンゲージメ ントに關す る目標	仕事のやりがいが、「十分ある」、「少しある」職員の割合が前年度を上回る。 (評価方法) 每年10月1日時点で在籍している障害のある職員に対し、自己申告書に記載されたデータを把握し、進捗管理する。

取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用推進者として人材マネジメント課長を選任する。 ●障害者職業生活相談員として人材マネジメント課員を選任する。 <p>【人材面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、和歌山労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ●新規採用職員等を対象に人権研修を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある職員の障害特性等を把握し、業務との適正なマッチングに努める。 ●障害の特性等により従来の業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、和歌山労働局等に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>【職務環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新規に採用した障害のある職員については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 <p>【募集・採用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 <p>【働き方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて、在宅勤務制度（テレワーク）の利用を促進する。 ●時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 <p>【キャリア形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●階層別の研修はもとより、本人の希望する研修の受講やその受講に必要な合理的配慮についても検討する。 <p>【その他の人事管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ●国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

この目標は、障害者雇用促進法第7条の3第1項の規定より作成したものです。